

福島市立幼児教育・保育施設の民間移行に係るサウンディング調査  
質問事項に対する回答

質問1 【解体費の補助金について】

民間移行後の定員受け入れを可能にするために現存の建物を解体する場合、解体費等の補助金はあるか。

既存園舎の解体撤去工事費については、補助金交付決定までに市から譲渡が完了し、その後解体撤去を実施する場合に限り、実施要領 3-(4)に記載の本市「保育所等整備事業費補助金交付要綱」に基づく補助対象となります。

なお、既存園舎の解体の可否、解体する場合の市からの譲渡時期等については、今回の調査結果等も踏まえ、今後検討してまいります。